

申告書の記載例 (令和6年中に所得がある方)

★かならずご記入ください

年度 / 住所 / 電話番号(勤務先・自宅・携帯いずれでも可) / 氏名 / 生年月日 / 個人番号(マイナンバー)

★申告する場合、それぞれご記入ください(源泉徴収票を添付する場合、その内容どおりに申告する方は、以下の記載を省略できます)

①「1 収入金額等」… 支払いを受けた金額を所得区分ごとに記載してください。(源泉徴収票や支払調書上の「支払金額」)
※ケ・コ・サに該当する所得区分は申告書裏面12を参照してください。

②「2 所得金額」… 「収入金額 - 経費」によって求めた金額を記載してください。
※給与・公的年金等の場合は、経費を差し引けません。それぞれ給与所得控除後の金額、公的年金等控除後の金額を記載してください。
※ケ・コ・サに該当する所得区分は申告書裏面12を参照してください。

③「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」… 申告したい控除に関する支払額の内訳や、対象者等を記載してください。
※この欄の記載がない場合、④に控除額を記載していても認められない場合があります。

④「4 所得から差し引かれる金額」… ③に記載した金額から計算される控除額を、それぞれ記載してください。

○令和6年中の内容を申告する場合、
「令和7年度」と記載してください。

千代田区長殿 令和7年3月10日提出		令和7年度 特別区民税 都民税 申告書	
令和7年 1月1日の住所	千代田区 九段南1-2-1	フリガナ	チヨダ タロウ
現住所	同上	氏名	千代田 太郎
職業	会社役員	生年月日	大昭和・令・西暦 41年 9月 19日
電話番号(自宅又は携帯)	03(5211)4191	個人番号	0112345678919

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
12 国民健康保険 社会保険料控除	介護保険 後期高齢者医療保険 源泉徴収票に記載の社会保険料 国民年金(証明書添付)
14 生命保険料控除 (証明書添付)	新生命保険料の計 旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計
15 地震保険料控除 (証明書添付)	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計
16~18 障害者控除	16 寡婦・ひとり親・ 障害者特別控除 17 ひとり親 控除 18 勤労学生控除 (証明書添付)
19 障害者控除	氏名 千代田 一郎 障害の程度 3級 個人番号 000012345678 氏名 障害の程度 個人番号
20~21 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	氏名 千代田 花子 生年月日 大昭和・令 45・10・27 個人番号 000012345678 配偶者の合計所得金額 360,000円
22 扶養親族	氏名 千代田 一郎 生年月日 大昭和・令 14・4・6 個人番号 01010112345678 氏名 千代田 花子 生年月日 大昭和・令 6・1・7 個人番号 01010112345678 氏名 生年月日 個人番号
23 医療費控除 (証明書添付)	損害の原因 損害の年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補てんされる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
24 医療費控除 (明細書添付)	支払った医療費等 183,685円 保険金などで補てんされる額 56,000円

1 収入金額等	2 所得金額	3 所得から差し引かれる金額
営業等 101 不動産 104 利子 106 配当 108 給与 111 公的年金等 114 業務 117 その他 119 合計 120 総合所得・一時 121	営業等 101 不動産 104 利子 106 配当 108 給与 111 公的年金等 114 業務 117 その他 119 合計 120 総合所得・一時 121	社会保険料控除 12 303 小規模企業共済等 13 305 生命保険料控除 14 70,000 地震保険料控除 15 25,000 寡婦・ひとり親控除 16~18 勤労学生・障害者控除 19 配偶者(特別)控除 20~21 扶養親族 22 基礎控除 23 ②から②までの計 24 雑損控除 25 医療費控除 26 合計 27 339

○前年中に支払った額を記入してください。

以下の支払額を記載する場合、控除証明書等の添付書類が必要です。

- ①社会保険料控除のうち、国民年金保険料、国民年金基金掛金
- ②生命保険料控除(旧生命保険料で9,000円以下の場合は不要)
- ③地震保険料控除

○配偶者に関する控除を申告する場合は、配偶者の合計所得金額を正確に記入してください。(収入金額ではありません)

○配偶者の合計所得金額が48万円以下であっても、申告者(扶養者)の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除は適用されません。その場合は「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」に✓をしてください。

○扶養親族に関する控除を申告する場合は、配偶者の合計所得金額を正確に記入してください。(収入金額ではありません)

○控除の対象外となる16歳未満の扶養親族も、非課税判定等に影響がありますので、申告をしていただく必要があります。
(令和7年度申告では、平成21年1月2日以降生まれの親族)

○医療費控除を申告する場合は、ご自身で作成した医療費の明細書、または医療費通知(医療費のおしらせ)を必ず添付してください。
(領収書のみ添付では、医療費控除を受けられません)

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、「区分」欄に「1」を記入してください。
※通常の医療費控除との併用はできません。

申告される方の「本人確認書類」及び「番号確認書類」の提示又は写しの添付が必要です。
配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)、事業専従者のこれらの書類は不要ですが、申告される方が確認をしてください。

○海外に居住する扶養親族等を申告する場合の注意点

配偶者または扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が国外に居住している場合は、区分に応じて「親族関係書類」、「送金関係書類」、「留学ビザ等書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む)の提示または写しの添付が必要です。(年末調整で控除されたものについては必要ありません。) ※書類の提示または添付がない場合、控除を否認することがあります。

【親族関係書類】例: 戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書等

①日本国籍の方 → 戸籍の附票の写しやパスポートの写し等

②日本国籍以外の方 → 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるもの)

【送金関係書類】(令和6年中に送金したものを)

国外被扶養者それぞれの外国送金依頼書の控えまたはクレジットカードの利用明細書等

【留学ビザ等書類】

留学している扶養親族の外国政府等が発行した査証に類する書類、又は在留カードに相当する書類